ネットワーク「サワディー佐賀」規約

第一章　名称

第１条　　本会は「サワディー佐賀（Sawadee SAGA）」（以下、サワディーという。）と称する。

第２条　　サワディーの事務局は、認定NPO法人地球市民の会内に置く。

第二章　目的

第３条　　サワディーは、佐賀県内に住む在住タイ人人やタイが好きな方の交流を促進するとともに、佐賀を訪れるタイ人観光客へのおもてなしも行うことで、タイ人にとって「住んで良し、訪れて良し」の佐賀県のまちづくりに寄与することを目的とする。また、いずれはタイ人による自主友好団体の立ち上げを行う。

第４条　　前条の目的達成のために下記の事業を実施する。

（１）佐賀在住タイ人同士の食事会や小旅行などの交流企画の開催。

　　　　　（２）県内観光施設へのタイ語通訳派遣や、観光パンフレット等の翻訳。

　　　　　（３）タイフェアの企画・運営

　　　　　（４）タイ語教室・日本語教室など語学教室の開催。

　　　　　（５）その他目的を達するための事業。

第三章　会員

第５条　　会員は、佐賀県内で働かれているタイ人や留学生、技能実習生や、タイ留学経験者やタイ旅行経験者など、「タイ」が好きな人であれば誰でも参加できる。

第６条　　新規会員の希望者の申し込みは不要とする。

第四章　総会

第７条　　総会は会務の報告、役員選出、規約改正、その他の必要事項の決議を行う。

　事業年度は毎年４月１日より始まり翌年３月３１日に終わり、総会は年１回開催するものとする。ただし、設立当初の事業年度は、第７条の定めにかかわらず、本ネットワーク設立の日から２０１８年３月３１日までとする。

第五章　役員

第８条　　サワディーに次の役員を置く。

　　　　　・代表世話人

　　　　　・副代表

　　　　　・事務局長

　ただし、代表世話人と事務局長は兼務ができる。

　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。また、任期途中で、卒業、就職、帰国などで佐賀を離れる場合は、役員会の決定により後任を選出できる。

　代表世話人は必要に応じて役員会を招集し、第４条に掲げる各事業の活動方針を決定する。

第六章　事務局

第９条　　事務局は役員会での決定事項に基づき、一切の事務処理を行う。

附則：本規約は、平成３０年１月１４日より施行する。